

5月定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年5月18日（水）午前10時00分～10時22分
2. 開催場所 宇部市男女共同参画センター・フォーユー 3階 軽運動室
（宇部市琴芝町一丁目2番5号）
3. 出席委員 会長 原田 秀一
委員 伊藤 多美恵、内山 信行、河崎 貫一郎、村田 信男、
村田 高子、岡田 保子、落合 直巳、阿部 利男、
野村 文雄、関谷 利彦、磯部 恵子、正司 浩幸、
田中 修、富永 茂巳、河村 守浩・・・（16人）
4. 欠席委員 上田 直樹、大草 知子・・・（2人）
5. 議事日程
第1 議事録署名委員の指名
第2 付議事項
議案第1号 農地法第4条の規定による転用許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号 非農地証明申請について
議案第5号 事業計画変更承認申請について
議案第6号 農用地利用集積計画（案）の審査について
議案第7号 令和4年度最適活動の目標の設定について
第3 報告事項
報告第1号 農地法第18条の規定による賃貸借契約の解約通知について
報告第2号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地の転用について
報告第3号 農地所有適格法人報告書について
6. 事務局 河村局長、石川局長補佐、縄田係長

議長： 定刻となりましたので、5月の定例総会を開会します。
今年度の目標は遊休農地の解消です。地主にコンタクトを取ってその意向に沿いながら、耕作者に振り分けられる農地を確保していきたいと考えていますので御協力をよろしくお願いいたします。
また、世界情勢が安定しない中で日本の食糧自給率は37%しかありませんので、皆さんの生産意欲をかきたてていただきたいと思います。
それでは、事務局から諸般の報告をお願いします。

事務局： それでは諸般の報告をします。
本日の出席委員は16人です。
本日の議事は、議案第1号から第7号までの付議事項33件及び報告事項3件です。以上で報告を終わります。

議長： 本日、委員18人中16人出席ですので、総会は成立しています。
本日の議事録署名委員については私から指名します。
楠地区の村田委員、厚東地区の関谷委員にお願いします。
なお、書記については、事務局職員に対応させます。
ただ今の事務局報告に質疑等はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長： それでは、これより議事に入ります。
議案第1号、農地法第4条の規定による転用許可申請について地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事 務 局： 受付番号の訂正があります。上から5番、6番、7番となります。
議案書は1ページ、上から1番目と2番目、旧市地区の議案、5番と6番の2件について説明します。
いずれの議案も事前質問はありませんでした。また、基準書に記載のとおり、いずれの議案も立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議 長： 旧市地区の2件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。旧市地区の2件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、5番、6番は許可します。
事務局、次をお願いします。

事 務 局： 議案書は1ページの上から3番目、厚南地区の議案、7番について説明します。
本件について事前質問はありませんでした。また、基準書に記載のとおり、立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議 長： 厚南地区の本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。厚南地区の本件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、7番は許可します。
次に農地法第5条の規定による転用許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事 務 局： 議案書は2ページ、上から1番目から4番目の旧市地区の議案、34番から37番までの4件について説明します。
いずれの議案も事前質問はありませんでした。また、基準書に記載のとおり、いずれの議案も立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議 長： 旧市地区の4件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。旧市地区の4件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、34番、35番、36番、37番は許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は2ページ上から5番目の厚南地区の議案、38番について説明します。
本件について事前質問はありませんでした。また、基準書に記載のとおり、立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議 長： 厚南地区の本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。厚南地区の本件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、38番は許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は2ページの一番下と3ページの1番目の東岐波地区の議案、39番と40番の2件について説明します。

いずれの議案も事前質問はありませんでした。また、基準書に記載のとおり、立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

39番について譲渡人による土地の形質変更・造成を確認したことから、違反転用にあたる旨を説示し、口頭による注意を行い、始末書を提出させています。

現在土地の造成は中断されており、許可されるまで造成は行わないとのことです。これに伴い議案書に訂正があります。

議 長： 東岐波地区の2件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。東岐波地区の2件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、39番、40番は許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は3ページの上から2番目から5番目の西岐波地区の議案、41番から44番までの4件について説明します。

いずれの議案も事前質問はありませんでした。また、基準書に記載のとおり、いずれの議案も立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議 長： 西岐波地区の4件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。西岐波地区の4件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、41番、42番、43番、44番は許可します。事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は3ページ一番下と4ページの1番目の楠地区の議案、45番と46番の2件について説明します。

いずれの議案も事前質問はありませんでした。また、基準書に記載のとおり、いずれの議案も立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議 長： 楠地区の2件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。楠地区の2件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、45番、46番は許可します。

次に、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は5ページ、農地法第3条の許可申請が5件あります。東岐波地区の議案8番、西岐波地区の議案9番、厚東地区の議案10番、二俣瀬地区の議案11番、楠地区の議案12番について説明します。

いずれの議案も事前質問はありませんでした。申請内容は議案書に記載のとおりです。事務局で申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。本件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、8番、9番、10番、11番、12番は、許可します。

次に、議案第4号、非農地証明申請について、一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は6ページと7ページ、16番から24番までの9件あります。

いずれの議案も、事前の質問はありませんでした。申請地の現況は、議案書に記載のとおりです。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。本件について、議案書記載のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、全件について承認・証明することとします。
次に、議案第5号、事業計画変更承認申請について上程します。
事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は、8ページ、1番です。

本件について、事前質問はありませんでした。当初令和2年12月15日までの事業完了を予定していたものの、自社物件であることから他に請け負った業務を優先したことから着手できず今回工事に着手することから、所要の手続きを行うものです。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： それでは採決に入ります。本件について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、本件について承認することとします。
次に、議案第6号、農用地利用集積計画(案)の審査について上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は9ページから30ページ、本件について事前質問はありませんでした。農業経営基盤強化促進法に基づく、農地の貸借による利用権の設定及び所有権移転の審査となります。内容は議案書に記載のとおりです。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議 長： 採決の前に該当地区ごとに取りまとめたいと思います。
東岐波、西岐波、旧市、厚南、二俣瀬、小野、船木、万倉、吉部の委員さん、よろしいでしょうか。

(各地区委員異議なし)

議 長： 分かりました。それでは採決します。
本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第6号は原案どおり決定します。

次に、議案第7号、令和4年度最適活動の目標設定について上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： それでは、議案第7号について説明します。
目標設定については、毎年度設定し、総会で承認をいただいているところですが、今年度、国の通知に基づき様式が改正されています。
また、議案作成後に、耕地面積について県から追加情報が入りましたので、訂正表で情報を追加しています。
まず、1頁を御覧ください。
「Ⅰ 農業委員会の状況」においては、最下段の表のように、国の統計調査に基づき、令和3年度末の耕地面積を田2,000ha、畑353ha、合計2,360haと置いています。なお、統計処理の都合上、田と畑の合算値が合計と一致しておりません。
続きまして、2頁及び3頁を御覧ください。
「Ⅱ 最適化活動の目標」において、まず、「1 最適化活動の成果目標」として、「(1) 農地の集積」、「(2) 遊休農地の解消」、「(3) 新規参入の促進」の3つの目標を設定しています。
「(1) 農地の集積」については、目標年度令和5年度の集積率を60%、今年度の集積目標面積を30ha、「(2) 遊休農地の解消」については、緑区分遊休農地の今年度の解消目標面積を5.7ha、「(3) 新規参入の促進」については、参入者への貸付同意農地の今年度の目標面積を9.2haとしています。
続きまして、3頁「2 最適化活動の活動目標」として、「(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標」、「(2) 活動強化月間の設定目標」、「(3) 新規参入相談会への参加目標」の3つの目標を設定しています。
「(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標」として、月3日、「(2) 活動強化月間の設定目標」として、遊休農地の解消の強化月間を年3回、「(3) 新規参入相談会への参加目標」として、年1回としています。

議長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議長： まあ、これでやってみましょう。
それでは採決します。本件について、原案どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第7号は原案どおり承認します。
これで付議事項は終わりました。
次に報告事項に入ります。事務局、説明をお願いします。

事務局： 総会報告事案は3件あります。順に説明いたします。
報告第1号、議案書は31ページです。
楠地区の農地の賃貸借の「合意による解約」の通知があった旨の報告です。
次に、報告第2号、議案書は32ページです。
認定電気通信事業者が行う公益事業についての転用は、転用許可不要で計画協議でよいとされています。この度、西岐波地区内で携帯電話の無線基地局設置の協議があり、異議なし回答を行った旨の報告です。
次に、報告第3号、議案書は33ページから45ページまでです。
市内に事業所を有する農地所有適格法人から、農地法に基づき直近会計年度の事業の報告があり、その写しと確認結果です。

議 長： ただいまの報告事案について質問等はよろしいですか。
これら報告事項であり了解いただきたいと思います。
事務局から連絡等はありませんか。

(事務局から、次回日程を連絡)

議 長： すべての議事、報告が終わりました。
これを持ちまして、5月定例総会を閉会します。

(10:22終了)